

平成30年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

刑法

第一問

皮革用スプレーを製造・販売するX会社においては、代表取締役甲および取締役の乙とAから成る取締役会において合議により多数決で製品の製造・販売の最終決定を行うこととなっていた。しばらく前よりX社の販売するスプレーを使用した顧客から、使用した後呼吸困難、咳や吐き気などの症状が現れたとの苦情が寄せられていたが、内部での調査では原因は解明されなかった。

某日取締役会が開かれ、甲、乙およびAがこれに出席したが、その席上、研究・開発の責任者でもあり、化学の専門家でもあるAが当該スプレーには有毒な成分は含まれないため、回収の必要はないと発言したこともあり、この取締役会では製造は一旦中止するものの販売中止や回収は行わない旨の決定が全員一致で行われた。

その後販売が続行された当該皮革用スプレーの使用によってBら数名の者が肺水腫などの傷害を負った。取締役会が開催された当時、他の調査機関では原因物質は特定されていなかったものの動物実験などによって当該スプレーにより肺疾患が生じうることは確認されていた。

Bらの傷害に対する甲および乙の罪責について論ぜよ（特別法違反の点は除く）。

第二問

甲は、ホームセンターXのレジ係として勤務していたが、日頃より同じレジ係の同僚Aが客の運んでくるショッピングカートの中の商品をしばしば見落とし、精算せずにレジ前を通してしまうことがあるのを目撃し、これを利用して儲けてやろうと考えた。そこで知り合いの乙に対し、Xにおいて何か高価な商品をショッピングカートの底部に置き、他の商品をそれに積み重ねてAのレジで精算するよう指示し、うまくいけばAがその高価な商品を見落としで手に入るから、後でそれを売却して山分けにしようとするところ、金に困っていた乙はこれに同意した。

某日乙は、Xに赴き、ショッピングカートの底にドイツ製の電動ドリル一式のセット（価格10万円）を置き、その上に数個の鉢植え植物を積み重ねて、外部からは植物に隠れてドリルが見えにくいようにして、Aが担当するレジに向かい、精算を申し出た。Aは、甲の予想通りショッピングカートの底の電動ドリルには気づかず、その上の鉢植え植物の金額のみをレジに打ち込んだので、乙はその代金のみを支払い、そのままAのレジ前を通り過ぎて、Xを出ることができた。

数日後乙は、日曜大工を趣味とする知人のBに、ドイツ製のドリルを誤って買ってしまって持て余しているのを市販の価格より安い8万円で買わないかと申し出たところ、Bは即座にこの提案を受け入れ、乙に8万円を支払って当該電動ドリルを受け取った。

その後乙は、更なる欲心を起こし、甲に対して、Aのレジでうまく電動ドリルを只で手に入れたが、5万円でしか売れなかったと偽って、その半額に当たる2万5千円のみを手渡した。

甲および乙の罪責について論ぜよ（特別法違反の点は除く）。